

中小企業様対象の 補助金制度のご紹介



小規模事業者持続化補助金
4月以降の申請に向けて
本年創業事業者特典/コロナ特別対応型追加版

2020年5月
野本中小企業診断士事務所

目次

1. 補助金とは？
2. 小規模事業者維持化補助金のご紹介
3. 弊社支援内容

1. 補助金とは？

- 補助金とは、国や都道府県、市町村などの地方自治体が民間企業のために支出する支援金（税金より支出）。
- **事業所のある自治体に申請（内容、申請書も異なるので要注意）。**
- 返済義務はありません。
- **毎年予算が決まっており、内容によって精査されます（例：小規模事業者持続化補助金の採択率は40～70%⇒次スライド参照）。**
- **事業計画等を提出するなど、補助金を使った投資等がどのように企業業績や業界、社会に影響するかを訴える必要があります。**
- 経済産業省関係が**補助金**、厚生労働省関係が**助成金**と呼ばれるが
場合が多いですが、助成金は資格要件を満たせば受けられることが
補助金とは大きく異なります。
- 申請→採択→**投資（自社のお金で）**→投資を証明する書類の提出
→補助金入金

小規模事業者持続化補助金の採択率推移

- 採択率(申請数&採択数)は毎年発表されていませんが、40～60%ぐらいと推測します。
- ただし昨年から採択率が非常に高くなり、今年も同様の傾向にあると思われます。

年度	予算額	公募期間		採択日	事業終了日	応募数	採択数	採択率
H27年度補正	100億円	1次	2/26～5/13	7/15	11/30	-	14,549	39.3%
H28年度補正	100億円	1次	11/4～1/27	3/17	12/30	-	約15,000	未発表
		2次	4/14～5/31	7/27	12/30	-	約6,500	未発表
H29年度補正	120億円	1次	3/9～5/18	7/19	12/30	-	約18,000	67.2%
H30年度補正	200億円	商工会議所	4/25～6/12	7/31	12/31	15,202	13,099	92.9%
		商工会	5/22～7/31	8/30	12/31	9,371	8,137	86.2%

令和2年中小企業 支援予算

- 令和元年12月に閣議決定した補正予算案は以下の経済産業省のウェブサイトで見ることができます。詳しくによって3種類ありますので、好きな資料をご覧ください。
- https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/
- 右図は補正予算のポイントですが、次スライドからは中小企業に大きく関係する部分をご説明していきます。

経済産業省関係令和元年度補正予算案のポイント (合計9,135億円)	
I. 災害からの復旧・復興と安全安心の確保	
1. 廃炉・汚染水対策の徹底【169億円】	・福島第一原発の燃料デブリの取り出し開始等に向けて、遠隔操作ロボットの研究開発等を支援。
2. 被災中小企業の生業再建支援等【383億円】	・台風第19号等の一連の災害について、予備費に引き続き、生業再建支援等を切れ目なく措置。 (中小企業等グループ補助金、自治体連携型補助金、小規模事業者持続化補助金等)
3. 台風災害を踏まえた防災減災、国土強靱化の推進【329億円】	・国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を確保するための施策を推進。 (自家発電設備や電動車・充電設備の導入、住民拠点SSの整備、ゼロエネルギーハウスの推進等)
II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への支援	
1. 中小企業の生産性向上【3,660億円】	①中小機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」(仮称)を創設。設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施。 ②よき支援拠点等の支援体制を充実するほか、生産性及び省エネ性能の高い設備更新を支援。
2. 事業承継の円滑化【64億円】	①事業承継時に経営者保証の解除を促進するため、専門家による支援を実施。 ②事業承継ネットワークによるプッシュ型支援、事業承継補助金による後継者の経営革新等の支援等を実施。
3. 海外展開企業の事業円滑化【60億円】	・TPP11、日EU-EPA、日米貿易協定等を踏まえ、地域の中堅・中小企業による海外需要の取込み活動等を支援。世界市場(グローバル)に地方の中堅・中小企業等(ローカル)が直接製品等を提供するグローバルな取組等を促進。 (情報提供・相談体制整備、新輸出大国コンソーシアムによる支援、越境ECの活用、コンテナの海外展開支援等)
4. イノベーションの担い手の輩出【75億円】	①大企業等からの人材開放も含め、スタートアップ立ち上げ活動等を支援。また、アジアの新興国企業と共創し、社会課題解決に資する新事業創出(アジアDX)を推進。 ②産総研のAIクラウドシステムを拡充。また、公設試・大学等による先端設備の導入、人材育成事業を支援
5. 資源・エネルギー供給源の一層の多角化【459億円】	・LNGプロジェクトへのリスクマネー供給、探鉱段階のコバルト鉱山への日本企業参入に向けた出資等を実施。
III. 未来への投資と今後を見据えた経済活力の維持・向上	
1. Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策【1,134億円】	①65歳以上の高齢者を対象に、サポカーや、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入を支援。 ②電動アシスト自転車や電動自転車といった多様なモビリティの認知向上のための活動支援や実証等を実施。
2. 今後の競争力の核となる基盤技術の開発【1,116億円】	①ポスト5G情報通信システムと、先端半導体製造技術の開発を、基金方式で安定的かつ効率的に推進。 ②ドローンの活用機会の増加を見据え、安全安心・低コスト・高い操縦性を備えたドローンを開発。
3. Society5.0、SDGsの実現に向けたイノベーションの推進【184億円】	①セリエイション国際共同研究拠点を整備するとともに、革新的環境イノベーションに資する事業を支援。 ②モビリティ、フィンテック・金融、建築等でデジタル技術の実装を見据えた研究開発等を実施、規制を精緻化。 ③教育のSTEAM化に必要な個別最適化された学びを提供するEdTechの導入を支援。
4. キャッシュレス・ポイント還元の消費下支え等【1,502億円】	①キャッシュレス・ポイント還元事業について、切れ目なく実施できるよう、今年度内に必要な予算を措置。 ②商店街等におけるインバウンド需要の取り込みに向けた取組等を支援。

3 主要補助金：ものづくり・小規模・IT導入

- ❑ 中小企業生産性革命推進事業総予算：3,600億円（同：1,100億円）
- ❑ ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金は継続。
- ❑ 基金化による複数年の予算。
- ❑ 政府内での目標達成率が厳格化。

中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 **3,600億円**

事業の内容	事業イメージ
事業目的・概要 ● 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。 ● このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。 ● 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。 ※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が区域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件） ※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。 成果目標 ● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。 ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上 ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上 ● 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。 ● サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。 条件（対象者、対象行為、補助率等）	【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用 ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金） （補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3） 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金） （補助額：～50万円、補助率：2/3） 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。 ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） （補助額：30万～450万円、補助率1/2） 中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。 【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報 生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。 【基幹業務③】相談対応・ハズオン支援 制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。 （使い勝手向上のポイント） ・通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。 ・補助金申請システム・ポータルによる電子申請受付を開始します。 ・過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

6

事業承継補助金

- 平成29年度より政府が継続している補助金です。
- 事業承継のための補助金ではなく、承継後の経営改善のための補助金のため要注意。

- 昨年より補助金上限が増えています。

- 原則枠

経営者交代：
200⇒225万円

事業承継・世代交代集中支援事業

令和元年度補正予算案額 64.0億円

中小企業庁 財務課
03-3501-5803
中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

事業目的・概要

● 喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こします。具体的には、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図ります。

● また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにします。

● 後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、経営者保証解除に向けた専門家による支援・確認を行います。

成果目標

● 平成29年度からの5年間の目標である事業承継診断件数（25～30万件）が、令和元年度中に達成見込みであるため、令和2年度からは、新たな目標診断件数（年間約16.8万件）を掲げるとともに、事業承継計画策定件数や専門家派遣数も増加させ、事業承継を促進します。

● 事業承継補助金により、約450者の承継後の経営革新等を後押しします。

● 承継トライアル実証事業により、約60者の後継者教育の実証事業を行い、円滑な第三者承継の実現に繋がります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）経営者保証解除に向けた専門家による支援

● 経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件充足状況を確認し、必要に応じて専門家を派遣し金融機関との目線合わせを支援します。

（2）プッシュ型事業承継支援高度化事業

● 事業承継診断で掘り起こされた事業承継ニーズに対して、各県の承継コーディネーターやブロックコーディネーターが、事業承継計画策定や専門家派遣等を実施し、事業承継を後押しします。さらに、モデル事業として、①プロフェッショナル人材拠点などを活用しながら、後継者がその右腕人材を活用しやすくなる取組や、②サブライゼンにおける事業承継を効率的に進めるための取組などを重点的に支援します。

（3）事業承継補助金

● M&A等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要経費を支援します。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しします。

● さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
原則枠	経営者交代型	1/2	225万円	+225万円
	M&A型	1/2	450万円	+450万円
ベンチャー型事業承継・生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円	+300万円
	M&A型	2/3	600万円	+600万円

（4）承継トライアル実証事業

● 後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しします。

2. 小規模事業者持続化補助金：概要①

- 小規模事業者持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)
- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓の取り組みを支援⇒概ね1年以内に売上に貢献
- 対象者：小規模事業者(以下定義参照)：法人、個人事業主
該当地区で事業実施、**商工会・商工会議所**の会員、非会員は問わず。

小規模事業者 業種	従業員数 (以下)
製造業その他	20人
商業(卸・小売・飲食)・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人

参考①：中小企業定義	資本金(以下)	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5000万円	100人
小売業	5000万円	50人
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5000万円	200人

参考②：税法上の中小企業

資本金1億円以下

2. 小規模事業者持続化補助金：概要②

- 上限額：50万円 補助率：2/3

＊ 上限100万円：特定創業支援等の事業を受けた事業者

2020年1月1日以降創業（4月27日追加）

- 対象経費：以下の13項目

項目	項目	項目
①機械装置等費	⑥資材購入費	⑪設備処分費
②広報費	⑦雑役務費	⑫委託費
③展示会等出展費	⑧借料	⑬外注費
④旅費	⑨専門家謝金	
⑤開発費	⑩専門家旅費	

2. 小規模事業者持続化補助金：概要③

□ 公募スケジュール(第5回以降の詳細は後日発表)

回数	受付締切日	回数	
第1回	3月31日(火)	第6回	10月初旬
第2回	6月5日(金)	第7回	2022年2月初旬
第3回	10月2日(金)	第8回	6月初旬
第4回	2021年2月5日(金)	第9回	10月初旬
第5回	6月初旬	第10回	2023年2月初旬

□ 申請条件

受付締切日の前10カ月以内に採択・交付されていない→年1回のみ

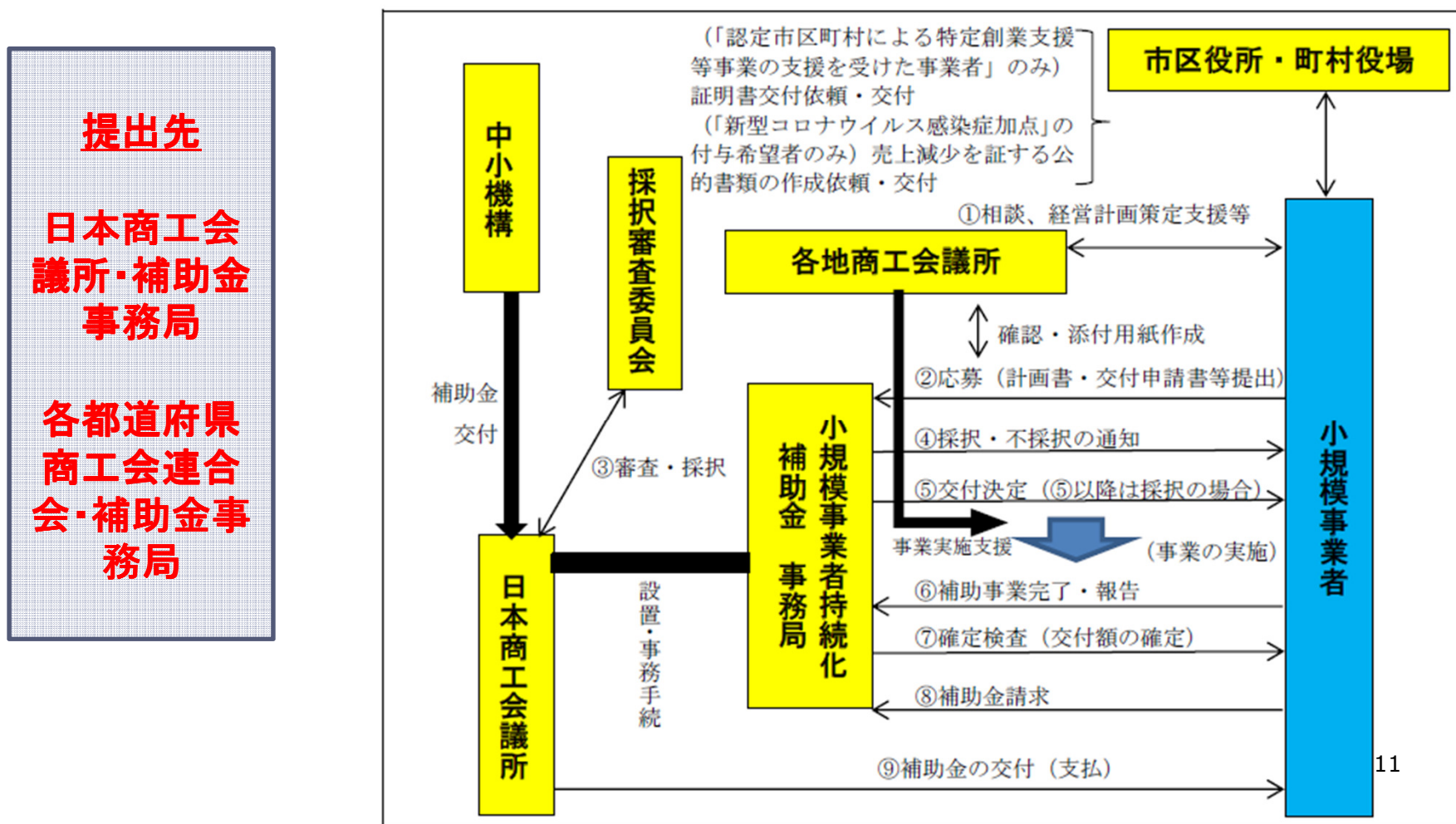
受付方法

①商工会議所、商工会へ確認へ行き、事業支援計画書をもらう

②事務局へ郵送、もしくは電子システム申請

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①

□ 補助金申請の仕組み(スキーム)



2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②

□ 補助金申請のスケジュール(商工会議所の場合)

期間	内容
申請・採択まで	①経営計画書・補助事業計画書の作成⇔商工会議所への相談、助言 ② 地区商工会議所 での確認＋事業支援計画書等の作成・交付を依頼 ③地区商工会議所から事業支援計画書等を受領 ④ 日本商工会議所内補助金事務局 へ申請書類一式を送付/電子申請 ⑤日本商工会議所による 審査、採択・不採択決定
採択から事業終了まで (補助事業期間：約9ヶ月)	⑥ 交付決定通知後 、販路開拓の取り組み実施 ⇒発注・契約、購入、支払いの実施(採択決定前の実施は補助金対象不可)
事業終了後	⑦実績報告書＆経費内容の提出 ＊もしくは事業完了後30日を経過する日までのいずれか早い日 ⑧日本商工会議所による報告書等の確認 ⑨確認後、補助金の請求・受領

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細③

□ 補助事業期間/実績報告書提出期限

	受付締切日	事業期間終了日	報告書提出期限日
第1回	3月31日(火)	2021年1月31日(日)	2月10日(水)
第2回	6月5日(金)	3月31日(水)	4月10日(土)
第3回	10月2日(金)	7月31日(土)	8月10日(火)
第4回	2021年2月5日(金)	11月30日(火)	12月10日(金)

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細④

□ 対象者：小規模事業者

- ・業種ごとの人数制限に注意。
- ・常時使用する従業員数に含めない者
 - ①会社役員（従業員との兼務役員は含める）
 - ②個人事業主本人及び親族従業員
 - ③休職中の従業員
 - ④短期間雇用（2か月）、
短時間雇用（3/4）のパートタイム従業員
- ・医師、歯科医師、助産師、系列出荷のみの個人農業者等は不可。

小規模事業者業種	従業員数（以下）
製造業その他	20人
商業（卸・小売・飲食）・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人
サービス業（宿泊業・娯楽業）	20人

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑤

□ 対象事業

1. 策定した経営計画に基づいて実施する、概ね1年以内に売上に繋がる地道な販路開拓等の取り組み。
2. 同時に行う業務効率化（生産性向上）のための取り組み。
3. 2（生産性向上）だけでは駄目。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑥

□ 対象事業例

- ・新製品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付（ポスティング費用含む）
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市、商談会への参加
- ・新製品の開発（資料購入費、成分分析費含む）
- ・国内外でのPRイベントの実施
- ・ブランディング専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・店舗改装

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑦

□ 補助対象経費

- ・対象期間中に支払いが銀行振り込みで完了すること。
- ・10万円(税抜)超の現金支払いは不可。
- ・単価100万円(税抜)以上は必ず相見積もり必要。

□ 全13項目

①機械装置等費

- ・通常事業のための設備投資、現設備の単なる取替は対象外。

②広報費

- ・補助事業の売上に繋がるチラシ等の制作、印刷代(期間内に使用分のみ)
- ・ウェブサイトの作成、更新はこの項目になります。

③展示会等出展費

- ・単なる販売にのみは不可。販路開拓に繋がる必要がある。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑧

④旅費：通常の営業活動の経費は不可。

⑤開発費

・**新商品や新包装の試作品開発**に伴う原材料、設計・デザイン、製造のための費用。

⑥資料購入費：単価10万円未満の図書等、1種類に付1冊まで。

⑦雑役務費：アルバイト代やその交通費等

⑧借料：機器、設備等のリース・レンタル費

⑨専門家謝金、⑩専門家旅費

⑪設備処分費：補助対処経費の1/2まで。

・販路開拓のための作業場を作るために処分する設備等の処分費。

⑫委託費：上記に当てはまらない委託費/例：困難な市場調査費等

⑬外注費：上記に当てはまらない外注費/例：店舗内装改装費

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑨

- 補助上限金額：50万円
- 補助率：3分の2
- 補助上限金額が100万円に引き上げられる場合
 - ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者
 - ②2020年1月1日以降の創業（4月27日追加）

* 中小企業庁の特定創業支援事業支援に関するウェブページ
詳しくは所属する地域の商工会議所、商工会にお尋ね下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑩

□ 書類提出の流れ

- ①「経営計画書(様式2)」と「補助事業計画書(様式3)」を作成
- ②上記2計画の写し等を商工会議所へ提出、「事業支援計画書(様式4)」の作成・交付を依頼
- ③上記計画書(様式4)受取。
- ④上記書類(以下リスト参照)をまとめて事務局へ郵送(持込み不可)
もしくは電子申請(一部)
 - (1) 申請書(様式1)
 - (2) 経営計画書(様式2)
 - (3) 補助事業計画書(様式3)
 - (4) 事業支援計画書(様式4)←商工会議所・商工会作成
 - (5) 補助金交付申請書(様式5)
 - (6) CD-R/USB: 上記(1)、(2)、(3)、(4)を入れる
 - (7) 直近1期のP/LとB/S

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑪

□ 審査のポイント

□ 基礎審査

- ①必要な書類が全て提出されていること。
- ②補助対象者、補助対象事業の要件に合致すること。
- ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること。
- ④小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取り組みであること。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑫

□ 加算審査：提出計画の内容審査

①自社の経営状況分析の妥当性

- ・自社の製品、サービスや強みを適切に把握しているか。

②経営方針、目標と今後のプランの適切性

- ・経営方針、目標と今後のプランは自社の強みを踏まえているか。
- ・さらに、対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか。

③補助事業計画の有効性

- ・具体的で、実現可能性が高い物となっているか。
- ・経営計画の今後の方針、目標を達成するために必要、有効か。
- ・小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。
- ・ITを有効に活用する仕組みがあるか。

④積算の透明・適切性

- ・事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なか。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑬

□ 第1回で加点項目となる内容(第2回目以降は不明)

- (1) 新型コロナウイルスによる経営上の影響を受けた場合
→ 前年同月比10%以上売上減少
- (2) 賃上げの計画があり、従業員に表明した場合(どちらか1つ)
 - ① 翌年の給与支給総額1.5%以上増加する計画を作成、
従業員へ表明(被用者保険の適用拡大適用時は1%以上)
 - ② 事業所内の最低賃金を地域最低賃金より30円以上の
計画を作成し表明

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑭

(3) 代表者が60歳以上で、後継者候補が補助事業を行う場合

→事業承継診断票(様式6)を作成して提出

(4) 経営力向上計画認定

(5) 地域未来牽引企業、地域経済牽引事業計画の承認

(6) 過疎地域での販路開拓に取り組む場合

→過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に所在

以下総務省ウェブサイト参照

□ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑮

- 経営力向上計画

以下の中小企業庁のウェブサイト参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- 地域未来牽引企業

以下の経済産業省のウェブサイト参照(令和2年の推薦募集は終了)

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/index.html

- 地域経済牽引事業計画

以下の経済産業省のウェブサイト参照

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①⑥

- 申請書類作成のポイント
- 様式1(申請書)、様式5(交付申請書)

(様式1) 記載の例および記載する内容の説明です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】

(様式1-1：単独1事業者による申請の場合)

※事業計画一式を申請者が送付する日をご記入ください。記入日：2019年5月30日

日本商工会議所 会頭 殿

郵便番号	XXX-XXXX	
住所(都道府県)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	
名称(記載)	〇〇ビル1階	
名称	株式会社〇〇	
代表者の役職	代表取締役	
代表者氏名(姓/名)	持続化	太郎
電話番号	XXXX-XX-XXXX	

平成30年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金交付申請書

平成30年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金の交付を受けたので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として、公募要領に定める「小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要説明事項」(P.3~4)を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

- 経営計画書(様式2)
- 補助事業計画書(様式3)
- 事業支援計画書(様式4) ※依頼に基づき、地域の商工会議所が作成します。
- 補助金交付申請書(様式5) ※補助金事務局でお預かりし、税関決定後に正式受理します。

●その他必要書類、電子媒体(CD-R・USBメモリ等)

○法人の場合：
・貸借対照表および損益計算書(直近1期分)

○個人事業主の場合：
・直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1~4面))または開業届

※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出

(様式5) 記載の例および記載する内容の説明です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】

(公募要領様式5・交付要領様式1)

記入日：2019年5月30日

日本商工会議所 事務局長 殿

申請者がこの書類を作成する日をご記入ください。

代表者(なければ代表者の個人印)を押印してください。

郵便番号 XXX-XXXX
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇ビル1階
名称 株式会社〇〇
代表者の役職・氏名 代表取締役 持続化太郎 印

※共同申請の場合は連名で事業者名称等の記入を併記をお願いします。

平成30年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金交付申請書

小規模事業者持続化補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2、5、6のみ漏れなくご記入ください

記

- 補助事業の目的および内容
補助事業計画書のとおり
※補助事業計画書は、日商が指定する様式(公)
- 補助事業の開始日および完了予定日(最長交付決定日 ~ 2019年11月15日)
- 補助対象経費
補助事業計画書のとおり
- 補助金交付申請額
補助事業計画書のとおり
- 補助事業に關して生ずる収入金に関する事項(該当するものに○)
(1) あり (2) なし
※「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。(詳細は公募要領P.56参照)
該当事項: 補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売による利益
- 消費税の適用に関する事項(該当するものに○)
(1) 課税事業者 (2) 免税事業者 (3) 簡易課税事業者
※消費税の区分によって、補助対象経費の算定が異なります。(詳細は公募要領P.57参照)
※複数事業者による共同申請の場合は、税区分定となりますので、漏記不要です。(詳細は公募要領P.57参照)

様式2(経営計画書)前半

質問をもって既読であることをお知らせしてください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。(TEL 番号 + team) アドレスも入力していただきます)

※1 法人の場合は、法人理事を推薦してください。個人事業主は「なし」とお記述ください。メンバー(個人事業主・任意役員)に推薦希望者の氏名を記載してください。

※2 公益財団法人等の(1)②の特許使用などの役員職員の考え方をご参照のうえ、ご記入ください。なお、特許利用する団体に定められた権利の利用に当たっては、通常の理工系組織等に類似した扱いがされます。

※3 「設立年月日」は、創設時に結成された【例：個人事業主から株式会社へ移行し、有価証券上場投資会社（株）】された場合は、現在の組織形態で発足の日【例：個人事業主から株式会社とした場合は、株式会社の設立日の翌月末日】をお知らせください。個人事業主で発生した【例：上記の通り】が不明の場合は、空欄でも構いません(但し一度は必ずお知らせください)。

※4 「達成1年(1年間)の売上高」は、以下の記載事項を基としてください。

- 法人の場合：『損益計算書』の「売上高」「営業収入」欄の金額
- 個人事業主の場合：『所得税及び復興特別所得税』の「確定申告書」第一頁の「収入金額等」の「専業収入」欄、または「収入内訳書・1章」の「収入金額」の「売上」の金額；兼、もしくは「所得内訳書・専業主婦生活費」の「課税計算」の「売上」の金額；兼の金額

※5 「達成1年(1年間)の売上総利益」は、以下の記載事項を基としてください。

- 法人の場合：『損益計算書』の「売上総利益」(外販額) 欄の金額
- 個人事業主の場合：『収入内訳書・1章』の「取得金額」欄または「所得内訳書・専業主婦生活費」の「課税計算」の「売上総利益」欄の金額

付録B-04 団体概要 ショート

計画成立より1年前までの前年度決算期間(1年に満たない場合は、直前の決算期の下に、計画開始日(注釈)を記載してください)と、計画成立より1年後(入会後)の前年度、1年後(入会後の次年度)、入会より1年後(入会後の次年度)の計画上の目標を設定してください。最も重要な項目は、「売上」にお勧めです。また、計画上の目標だけでなく、一度も目標値を下回らない場合は、「売上」(売上総利益)は「0円」を超えていないことも、「経常損失」(赤字)は「0円以下」にお勧めです。

援助対象事業として取り組むものが、「社会性をそえるおそれがある」、または公営負債を背負うおそれがある事業(公営受領P.29参照)に該当するか否か。	☐ 該当する (期待できる事業)	☒ 該当しない
採択審定時以下の政策加点の付与を希望するか(重複可)。希望する場合は、以下の欄に記載すること。	☒ 希望する	☐ 希望しない
政策加点項目	該当者チェック	加算条件
1. 事業承継加点	☒	経営計画書第4～5条(事業承継の計画)に記載すること。事業承継診断書(様式6)および「代表者の生年月日が認定される公的書類」(「親族者世襲の実施確認書」の上所定項目)を添えよう。
2. 経営力向上加点	☐	2019年3月31日までに経営力向上プログラムの設定を受けていること。認定書の写しを添付。
3. クラウドファンディング加点	☐	「輸入型クラウドファンディングを活用したプロジェクトの実行者、終了(予定)、支援金額、目標金額、URL」が明記されているウェブサイト画面およびプロダクト管理画面にログインした際の画面をプリントアウトしたもの」を添付。

これまでに実施した、全国対象の「小規模事業者評価制度」(印)の補助事業者に該当する者が、

3

〔**内閣申請により採択・交付決定を受けた補助事業を実施した「参加県事業者」も含まれます。**〕
 「補助事業に該当する」場合、今回応募時に、該当する回に提出した支援報告書（様式第8）の写しの提出は必須です
 注：特定の災害に係る以下の被災事業向け公募分を除く

①平成 28 年度北陸地域自立型支援事業
 ②平成 28 年度第 2 次被災 2 次補正事業のうち【熊本県対策型】【北海道被災地対策型】【九州北陸被災地対策型】
 ③平成 20 年度補正予算事業のうち【追加公募（北海道胆振東部地震対策型）】【台東・臺灣被災地自立自援連携型】
 ④平成 50 年度被災 2 次補正事業（平成 50 年 7 月震後対策）
 ⑤平成 50 年度被災地取組開始支援事業（平成 50 年 7 月震後対策型・追加公募分）【北海道胆振東部地震対策型】
 【台東・臺灣被災地自立自援連携型】

1 日事業（平成 2 5 年度補正）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業主が否か	☐ 補助事業 者である	☐ 補助事業 者でない
2 日事業（平成 2 6 年度補正）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業主が否か	☐ 補助事業 者である	☐ 補助事業 者でない
3 日事業（平成 2 7 年度補正）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業主が否か	☐ 補助事業 者である	☐ 補助事業 者でない
4 日事業（平成 2 8 年度第 2 次補正事業のうち【一般型】 のつく（※）に該当せず）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業主が否か	☐ 補助事業 者である	☐ 補助事業 者でない
5 日事業（平成 2 9 年度補正事業のうち【追加公募（全国向け） のつく（※）に該当せず）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業主が否か	☐ 補助事業 者である	☐ 補助事業 者でない

（1 日事業～5 日事業のいずれに該当する補助事業の方の方向）
 それぞれ該当する日の補助事業での取組内容、取組開始日、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（今回申請による実施は、代表事業者を明示のこと）

※「平成 3 0 年度被災地城東路開拓支援事業」「小規模事業者持続化補助金」（平成 3 0 年 7 月豪雨対策型・追加公募分、北海道胆振東部地震対策型、台東・臺灣被災地自立自援連携型）において採択を受けた、または採択した事業者が否か。①、②のいずれか一つを選択）

①（ ）平成 3 0 年度被災地城東路開拓支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成 3 0 年 7 月豪雨対策型・追加公募分」の第 1 次受付で、単独または共同申請で採択を受けた。または、同・第 2 次受付で、北海道胆振東部地震対策型・台東・臺灣被災地自立自援連携型のいずれかで、単独または共同申請で応募している
 今回の申請、今回の機会に応募し採択を受けることは可能ですが、その際、同一経費を両方の事業に補助金対象として二重にすることはできません（経費の交付を受けても、実質計上が明らかな場合には返還が必要となります）。以下の経費は必ずチェックを入れてください。

（☒）今回、採択を受けた事業、平成 3 0 年度被災地城東路開拓支援事業「小規模事業者持続化補助金」における補助事業と同一の経費の重複計上はないことを断言します。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細⑱

- **様式2(経営計画書兼補助事業計画書①)後半＋様式3－1(補助事業計画書②)**
- **申請書作成のポイント(全体編)**
 1. 簡潔に、簡単に、分かりやすく記載してください(専門用語等は使わない)。
 2. 必要に応じて①タイトル付け、②箇条書き、③表、グラフ、④写真を使いましょう。
 3. 常に4つの審査ポイント(加点審査-P21)に関連しているかを考えましょう。
 4. 最後に読み返した時に、最初から最後まで流れが繋がっており、ストーリーがあるようにしましょう。
 5. 申請書事例(鰯バーガー計画)よりもっと分かりやすく(読みやすく)するのが最低の目標です←タイトル付、箇条書き、表などを使って。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細①⑨

□ 様式2後半

(1) 企業概要

① 自社の経営状況分析の妥当性

- ・ 設立年、立地、資本金、出資者、従業員数
- ・ 業務内容
- ・ 売上、主な商品・サービス(具体名と特徴)、
売上比率(商品別、顧客別、時期別等)
過去2-3年の動向があればより良い
- ・ 販売先、仕入れ先、競合(具体名と特徴)

② () 平成30年度被災地域振興支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成30年7月豪雨対策型・追加公募分」の第1次受付分、単独または共同申請で応募したが採択を受けていない。または、同・第2次受付分、北海道知事東部地震対策型、台風・豪雨被災地自治体連携型のいずれにも、単独または共同申請で応募していない。

1. 企業概要
1985年設立〇〇県の国道〇号沿いの海鮮居酒屋。床席数は60。
週6日11:00～23:00営業(月曜休業)
厨房2人、接客2人(3人がシフト制)

	売上総額の大きい商品	利益総額の大きい商品		
1位	日替わり弁当	〇万円	ビール	〇万円
2位	まぐろ丼	〇万円	焼上にぎり	〇万円
3位	にぎり	〇万円	にぎり	〇万円
4位	ビール	〇万円	日替わり弁当	〇万円
5位	焼上にぎり	〇万円	まぐろ丼	〇万円

売上全体の6割は、周辺に立地する企業の従業員が訪れるランチ(単価平均900円)、残りの4割のうち約半分(2割)が6人以上による宴会、残り(2割)が5人以下の少人数による夕食。

※どのような商品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお願いします。

2. 顧客ニーズと市場の動向
平日のランチは、競合店がフーメン店1店舗(単価600円程度)、ファミレス1店舗(単価800円程度)のみ。12時～13時半の間は満席で行列もできる(12時半頃には10人を超える)。
夕食・宴会については、国道沿いと立地、アルコールを飲まない一見のお客様が7～8割を占める。一方、常連のお客様は、約10年前には50名ほどいたが、周辺地域で少子高齢化が進み、現在では10名程度まで減少。
夕食では、寿司だけを注文するお客様が約半数、揚げ物・焼き物等寿司以外のメニューを注文するお客様が約半数。
また、2017年3月に約2km先にチェーン店の「回転寿司A」が開業して以来、売上が2割低下した。

※お客様(消費者、取引先双方)が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する要因について、適宜から経歴の見直しを求めさせていただきます。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み
当店は、約10km先の漁港における漁師4名と専売契約を結んでおり、その日の朝に獲れたての鮮度の高いネタを朝早・早朝として提供している。その質・味については評価が高く、2016年には雑誌〇〇に「〇〇県の名店100選」として取り上げられたこともある。
最近立地した回転寿司Aと比較すると、宴会平均単価は2倍近く高いが、それは味・質をお客様が評価されていることを示している。

5

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②

(2)顧客ニーズと市場動向

②経営方針、目標と今後のプランの適切性

(対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか)

- ・自社商品・サービスのターゲット(具体的に)
- ・ターゲットの具体的なニーズ
- ・ターゲットのニーズに対して自社が注力する点
⇒企画、価格、販売方法、アフターサービス等
- ・ターゲットの市場規模と市場動向：拡大、縮小
横ばい等
- ・競合他社の具体名と各社の強み、弱み、特徴

◎ () 平成30年度被災地域取組支援事業「小規模事業者持続化補助金」のうち、「平成30年7月豪雨対策型・追加公募」の第1次受付分で、単独または共同申請で応募したが採択を受けていない。または、同・第2次受付分、北海道胆振東部地震対策型、台風・豪雨被災地自治体連携型のいずれにも、単独または共同申請で応募していない。

1. 企業概要
1985年設立〇〇県の国道〇号沿いの海鮮居酒屋。床面積は60。
週6日11:00~23:00営業(月曜休業)
従業員2人、接客2人(3人がシフト制)

売上総額の大きい商品	利益総額の大きい商品
1位 日替わり弁当 〇万円	ビール 〇万円
2位 まぐろ弁当 〇万円	特上にごり 〇万円
3位 にぎり 〇万円	にぎり 〇万円
4位 ビール 〇万円	日替わり弁当 〇万円
5位 特上にごり 〇万円	まぐろ弁当 〇万円

売上全体の6割は、周辺に立地する企業の従業員が訪れるランチ(単価平均900円)。残りの4割のうち約半分(2割)が6人以上による宴会、残り(2割)が5人以下の少人数による夕食。

※どのような商品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的に書き添えてください。

2. 顧客ニーズと市場動向
平日のランチは、競合店がラーメン店1店舗(単価600円程度)、ファミレス1店舗(単価500円程度)のみ。12時~13時半の間は混雑で行列もできる(12時半頃には10人を超える)。
夕食・宴会については、国道沿いの立地上、アルコールを飲まない一見のお客様が7~8割を占める。一方、常連のお客様は、約10年前には50名ほどいたが、周辺地域で少子高齢化が進み、現在は10名程度まで減少。
夕食では、寿司だけを注文するお客様が約半数、揚げ物・焼き物等寿司以外のメニューを注文するお客様が約半数。
また、2017年3月に約2km先にチェーン店の「回転寿司A」が開業して以来、売上は2割低下した。

※お客様(消費者、取引先等)が求めている商品・サービスはどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する環境について、適宜から将来の見通しを含め書き添えてください。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み
当店は、約10km先の漁港における漁師4名と専売契約を結んでおり、その日の朝に獲れたての鮮度の高いネタを朝身・寿司として提供している。その質・味については評価が高く、2016年には雑誌〇〇に「〇〇県の名店100選」として取り上げられたこともある。
最近立地した回転寿司Aと比較すると、宴会平均単価は2倍近く高いが、それは味・質をお客様が評価されていることを示している。

5

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②②

(4) 経営方針・目標と今後のプラン

②経営方針、目標と今後のプランの適切性(経営方針、目標と今後のプランは自社の強み/対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか)

- ・今後の経営方針を示して、具体的な経営目標(数値)を記載(例：今後3年の売上、利益計画)
- ・経営方針の例：
 - ・価格の値下げ圧力に負けない経営(事例)
 - ・我々は肥満の予防・改善No.1トータルサポート企業を目指します(タニタ)
- ・目標達成の為の具体的な行動計画を時系列に記載。
- ・具体的な各施策がターゲットに与えるメリットも記載。

※自社や自社の商品・サービスが他社に比べて優れていると思われる点、顧客に評価されている点をお書きください。
4. 経営方針・目標と今後のプラン 価格の値下げ圧力に負けない経営を目指すとともに、常連のお客様からいただいた高い評価に甘んじることなく、当店の食料品のおいしさを一人でも多くの人に伝えたい。そのために、以下の計画を実行する。 お客様から味・品質について高く評価いただいていることを活用し、ランチについては単価を100円ずつ引き上げる。 顧客を増加させるため、デリバリーを開始する。当店からの徒歩圏内の人口は減少しているものの、バイクによる配達20分以内の範囲には多くの住居が存在し、特に高齢世帯が多く内食する方が多いため、売上増加が期待される。 まず、本年8月までに新メニューを考案・整備する。9月中旬にピザを10km圏内の全家庭にポストインする。そして、10月からデリバリーサービスを開始する。 ※1. ～3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的に記述してください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン(時間と具体的な行動)をお持ちか記述してください。
4-2. 事業継続の計画【経営者等が「事業継続」の計画を希望する事業者のみ記入】 「事業継続計画」の計画を希望する場合には、以下の3項目すべてについて、いずれか一つをチェックするとともに、地域の認定公認者から交付を受けた「事業継続計画書」(様式B)を添付すること。なお、事業継続には、事業計画・売場も含まれます。 (1) 事業継続の目標時期 □①2019年中 □②2020年～2024年 □③2025年以降 (2) 事業継続内容(予定) □①事業の全部継続 □②事業の一部継続(業務範囲による一部事業停止) (3) 事業継続先(予定) □①親族 □②親族以外 □③親族外役員・従業員 □④第三者(取引先等) ※継続計画を「事業継続計画」ではなくして「事業計画」として作成している場合は、この4-2. 欄がチェックされないでください。 ※なお、経営者等が「事業継続」の計画を希望する場合は必須です。

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②③

□ 様式3-1

(1) 補助企業で行う事業名(30字以内)

(2) 販路開拓等の取組内容

*** 経営計画に基づく販路開拓等の事業か？**

**③補助事業計画の有効性(具体的・実現可能性/
経営計画の方針、目標を達成に必要、有効か/
小規模事業者ならではの創意工夫の特徴/
IT有効活用の仕組)**

- ・具体的な事業内容：必ず販路開拓策！！
- ・時系列に沿った行動計画(5W1Hで)
⇒実施体制、スケジュール
- ・ターゲット(顧客・市場)に与えるメリット
- ・競合他社との差別化、革新性、独自性をアピール。

「様式3-1」記載の欄および記載する内容の取組です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】
(様式3-1：単独1事業者による申請の場合)

補助事業計画書 表：様式3-1

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名(※記載) (30文字以内で記入すること)
例) ハンバーガー・焼肉の提供・販路開拓
※本事業のタイトルを欄外にお書きください。

2. 販路開拓等の取組内容(※記載) (販路開拓等の取組内容を記入すること)
○焼肉の提供・販路開拓：バイクで20分以内の配達が可能で、近隣のコンビニエンスストアで、焼肉の調理・配達の手配を依頼し、デリバリーで販売するので、20分以内で配達できるというものを研究し、開拓する。地域にあるコンビニエンスストアより、より高い単価(500円)を設定する。○市町村の観光協会へのDM発送・地域住民へのポスティングを通してPRを行い、一日平均5個程度の販売を見込む。
○焼肉の提供・販路開拓：おつまみの一品やお土産にもなる80gで200円程度で購入できるような焼肉を揚げたスナック菓子で、店舗を開くことなく1か月以上販売できるものを研究し、開拓する。当店で焼肉を数えられる方やご家族にお土産を買って帰られる方に、お土産として提供し、PRを行う。注文・会計時に口頭でPRを実施し、一日平均5個程度の販売を見込む。
※本事業で取組む販路開拓などの取組について、何をどのような方法で行うか、具体的に記述してください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的に記述してください。

3. 事業効果(生産性向上)の取組内容(※記載)
○「販路開拓等の取組」と合わせて、新たに販路開拓システムのソフトウェアを導入し、出店管理を行う。人事・給与管理システムの導入を図る。

4. 補助事業の効果(※記載)
例) ハンバーガー・焼肉の提供・販路開拓：おつまみの一品やお土産にもなる80gで200円程度で販売する。1か月10万円程度の売上増加を図る。新商品の売上原価は7割以下を見込める。新事業の実施にあたって新たに約65万円の初期投資(補助対象経費)が発生するが、2年程度で投資を回収したい。
新しい取り組みを通じて収益を改善させ、地域の方々の集まる場所である当店をしっかりと維持できるようにしたい。
※本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具体的に記述してください。その際、事業を行うことがその効果に結びつく理由も併せて記述してください。

※記載事項：(事業名)「様式3-1」に記載の欄および記載する内容の取組です。
※記載事項：(事業名)「様式3-1」に記載の欄および記載する内容の取組です。

7

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②④

(3) 業務効率化(生産性向上)の取組内容 (必要なら)

(4) 補助事業の効果

④積算の透明・適切性(事業費の計上・積算が 正確・明確で、事業実施に必要なか)

- ・当事業が将来にどのような効果を与えるか
⇒定量的(売上、利益、顧客数、市場シェア等)
定性的(顧客層、ブランドイメージ上等)
- ・投資額(費用)と回収額(利益)の比較
- ・次項目へ繋がるように！

(様式3-1) 助成の取組および影響する内容の説明です。
【平成30年度第2次補正・日本商工会議所提出用】
(様式3-1-1: 単独1事業者による申請の場合)
補助事業計画書 表 数: 株式会社〇〇

1. 補助事業の内容

1. 補助事業を行う事業名 (600文字以内で記入すること)
例: ハーガー・焼チツプスの焼店・販路開拓
※本事業のタイトルを簡略にお書きください。

2. 販路開拓等の取組内容 (600文字以内で記入すること)
○焼チツプスの焼店・販路開拓: バイクで20分以内の配達が可能で、最近のシニア世代をターゲットとし、焼のすり身フライのバーガーを開発。デリバリーで販売するので、20分たっても味が落ちないようなものを研究し、開発する。地域にあるハンバーガーチェーン店よりもやや高い単価500円と設定するが、〇〇市マッチングフェアへの出展・顧客へのDM発送・地域住民へのポスティングを通してPRを行い、一日平均6個程度の販売を見込む。
○焼チツプスの焼店・販路開拓: おつまみの一品やお土産にもなる80gで200円程度で購入できるような軽便な焼チツプス菓子で、防漏剤を使わずとも1か月以上保存できるものを研究し開発する。当店で試食を数回する方やご来店にお土産を買って帰る方に購入いただくことを想定。注文・会計時に口頭でPRを実施して、一日平均5個程度の販売を見込む。
※本事業で取組む販路開拓などの取組について、何をどのような方法で行うか、具体的に
お書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した
点、特徴などを具体的に記述してください。

3. 業務効率化(生産性向上)の取組内容 (600文字以内)
※事業費7割は削減する取組を行う場合は本欄に記入する。削減しなければ事業2段階の書きにしてください。
○「販路開拓等の取組」とあわせて、新たに労務管理システムのソフトウェアを導入し、
出張管理を含む、人事・給与管理業務の効率化を図る。

4. 補助事業の効果 (600文字以内)
例: ハーガーとデリバリーの両面商品として広げる一方、常連のお客様の口コミによる
知名度の向上で、1か月10万円程度の売上増加を図る。新商品の売上増は7割回と見込
まり、新事業の実施にあたって新たに約65万円の初期投資(補助対象経費含む)が発生す
るが、2年程度で投資を回収したい。
新しい取り組みを通じて収益を改善させ、地域の方々の集いの場である当店をしっかりと
維持できるようにしたい。
※本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具
体的にお書きください。その際、事業を行うことがその効果に結びつく理由も併せて
お書きください。

※助成の取組に、事業費5割: 20万円「補助事業を行う事業名」等が1割は費やされます。
※費が足りない場合は追加、行旅・バーゲン費を追加できます。

7

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②⑥

- **注意事項**
- 購入費用が50万円(税抜)以上で補助金の対象になった物(ソフトウェア含む)は、取得日から5年以内に処分する場合は日本商工会議所への承認申請が必要です。
- 補助金関係の書類は当該年度終了後5年間保管してください。
- **購入単価が50万円(税抜き)未満、かつ相見積もりがある場合は中古品も対象になります。ただし 購入中古品の修理等にかかる費用は対象になりません。**
- **採択決定後、交付決定がされると、事務局から「補助事業の手引き」が渡され事務局とのやり取りがあります。事務局とのやり取りは企業様のご担当になりますので、補助事業の内容の把握、経費の把握(金額、支払方法等)をお願い致します。社外者は事務局との対応等はできません。**

2. 小規模事業者持続化補助金：詳細②⑦

- 詳細・資料は以下のURLからご確認下さい。

- 日本商工会議所

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

- 全国商工会連合会

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

2. 小規模事業者持続化補助金

<コロナ特別対応型>

- 内容は<一般型>と同じ。以下は主な変更点です。
- 補助率/補助額： 3分の2 100万円
- 対象者 補助対象金額の6分の1以上が以下の費用に該当。
 - ①サプライチェーンの毀損への対応
 - ②非対面型ビジネスモデルへの転換
 - ③テレワーク環境の整備
- スケジュール
 - 第一回締切 5月15日(金)
 - 第二回締切 6月5日(金) * 第三回目以降の予定も有り。
- コロナ特別対応型のウェブサイト
 - 商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>
 - 商工会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

3. 弊社支援内容

- 申請書の作成の支援をさせていただきます。
- 支援スケジュール(案)
 - ①資料の説明及び支援の決定
 - ②インタビュー第1回目(約2時間)
 - ・企業、現事業概要⇒市場、消費者、競合、自社現状、強み、課題
 - ・補助事業(販路拡販のための取組)概要⇒消費者&市場ニーズ
 - ・経営方針・目標と今後のプラン
 - ③インタビュー第2回目(約1時間):必要に応じて
 - ④計画書内容確認のための提出⇒修正
 - ⑤申請書の用意(印刷&CD-R)及び郵送/電子申請支援

3. 弊社支援内容

- 支援の手数料

弊社ウェブサイトの「価格表」をご覧ください。

<https://www.nomoto-partners.com/価格表/>

質疑応答

- ご不明な点があれば何でもお聞きください。



ご清聴ありがとうございました